（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「同条第八号タ」を「同条第八号レ」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十三号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十二条第一項第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号ヘ及び第二条の二中「第十二条第一項第四号」を「第十二条第一項第五号」に改める。

第八条第二項第二号中「民法」の下に「第七百七十八条の四（相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権）又は」を加える。

附　則

この政令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、第八条第二項第二号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

登録免許税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十四号

登録免許税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第五条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十五号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十六号、第四条第三項第一号、第十二条の三第一項、第十二条の四第三項及び第四項、第十五条第十五項、第十五条の二第四項、第六項、第十二項及び第十六項、第五十一条第三項、第五十九条の二第一項並びに別表第二第七号イの規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号ソを同号ツとし、同号ヲからレまでを同号ワからソまでとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ　漁港水面施設運営権

第六条第一項第六号中「公共施設等運営権　公共施設等運営権」を「公共施設等運営権又は漁港水面施設運営権　公共施設等運営権」に「の所在地」を「又は漁港水面施設運営権に係る漁港の所在地」に改める。

第十四条の二第三項第四号を次のように改める。

四　介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス

第十四条の二第三項第十三号中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第九十一条（生活保護法の一部改正）の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同条の規定による改正前の生活保護法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）」を削る。

第二十五条の二第一項第一号中「第二十五条の四第二項」を「第二十五条の四第三項」に改める。

第二十五条の四第一項中「政令で定めるところ」を「課税売上高として政令で定めるところ」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に「次項第二号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十五条の四第二項第二号ハ」を「第二十五条の四第三項第二号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定する基準期間相当期間とは」を「前二項に規定する基準期間相当期間とは」に改め、同項第一号ロ中「該当し」を「該当する場合であつて」に、「前項」を「第一項」に、「場合を」を「場合又は当該イに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同号ハ中「該当し」を「該当する場合であつて」に、「当該イ又は」を「当該イ若しくは」に、「前項」を「第一項」に、「場合を」を「場合又は当該イ若しくはロに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同項第二号ロ中「該当し」を「該当する場合であつて」に、「前項」を「第一項」に、「場